

議会 8 月定例会議案

新潟県後期高齢者医療広域連合

議会 8 月 定例会 提出議案

議案番号	議 件 名
8	新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
9	平成19年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について

議案第8号

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成20年8月1日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠 田 昭

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則第4条中「「第15条、第16条又は附則第5条」」を「「第15条若しくは第16条又は附則第5条、附則第7条若しくは附則第8条」と、「被保険者均等割額」とあるのは「被保険者均等割額又は所得割額」」に改める。

附則に次の2条を加える。

（平成20年度における所得の少ない者に係る所得割額の減額の特例）

第7条 平成20年度における保険料の算定の基礎に用いる基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の被保険者に対して賦課する所得割額は、当該被保険者につき算定した所得割額から当該所得割額に2分の1を乗じて得た額を控除して得た額とする。

2 前項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（平成20年度における所得の少ない者に係る被保険者均等割額の減額の特例）

第8条 平成20年度において、第15条第1項第1号に規定する被保険者（被扶養者であった被保険者を除く。）に対して賦課する被保険者均等割額は、同条第1項第1号及び第2項の規定により算定した被保険者均等割額に6分の1を乗じて得た額（100円未満の端数があるときはこれを切り捨てて得た額）に3を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成20年4月1日から適用する。

議案第9号

平成19年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第233条第3項の規定に基づき、平成19年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成20年8月1日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠 田 昭

議案第9号別紙

平成19年度

主要な施策の成果報告書

新潟県後期高齢者医療広域連合

新 広 監 第 8 号
平成20年 7月17日

新潟県後期高齢者医療広域連合
連合長 篠田 昭 様

新潟県後期高齢者医療広域連合

監査委員 富樫 寛

監査委員 八木庄英

平成19年度新潟県後期高齢者医療広域連合
一般会計歳入歳出決算の審査意見について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第233条第2項の規定により審査に付された平成19年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算及び証書類、その他政令で定める書類について審査したので、その結果について次のとおり意見を提出する。

目 次

1	審査の対象	1
2	審査の期間	1
3	審査の方法	1
4	審査の結果	1
5	審査の概要	2
	(1) 決算収支の状況	2
	(2) 決算の状況	2
	(3) 財政の状況	5
6	財産	5
7	むすび	6

平成19年度新潟県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算の審査意見

1 審査の対象

平成19年度 新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算

2 審査の期間

平成20年6月25日から平成20年7月4日

3 審査の方法

審査に付された一般会計の歳入歳出決算及び財産に関する調書並びに付属書類について、それぞれが関係法令に準拠して作成されているか、決算の計数が正確であるか、予算は適正かつ効率的に執行されているかなどを主眼として、関係諸帳簿及び証書類と照合するとともに、関係職員の説明を聴取し審査を行った。

4 審査の結果

審査に付された一般会計の歳入歳出決算等は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿及び証書類と照合した結果、正確であるものと認められた。

また、財産に関する調書については、該当がない旨の報告を受けた。

なお、予算の執行状況についても、適法かつ適正に執行されたものと認められた。

審査の概要及び意見は、次に述べるとおりである。

5 審査の概要

(1) 決算収支の状況

(単位：円)

区 分		金 額	
歳 入 総 額	①	1,999,082,922	
歳 出 総 額	②	1,896,031,342	
形 式 収 支 (①-②)	③	103,051,580	
翌年度へ繰り越すべき財源	継続費通次繰越額	A	0
	繰越明許費繰越額	B	0
	事故繰越し繰越額	C	0
	計 (A+B+C)	④	0
実質収支 (③-④)	⑤	103,051,580	
前年度実質収支	⑥	10,198,206	
単年度収支 (⑤-⑥)	⑦	92,853,374	

平成19年度の一般会計の決算収支状況は、形式収支及び実質収支で103,051,580円の黒字となった。また、単年度収支は、92,853,374円となった。

(2) 決算の状況

ア 歳入決算の款別執行状況

(単位：円・%)

区分	予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	収入 未済額	予算対比 (C/A)	調定対比 (C/B)
分担金及び負担金	660,000,000	660,000,000	660,000,000	0	100.0	100.0
繰越金	10,198,000	10,198,206	10,198,206	0	100.0	100.0
諸収入	6,635,000	6,886,179	6,886,179	0	103.8	100.0
国庫支出金	1,288,932,000	1,321,998,537	1,321,998,537	0	102.6	100.0
合計	1,965,765,000	1,999,082,922	1,999,082,922	0	101.7	100.0

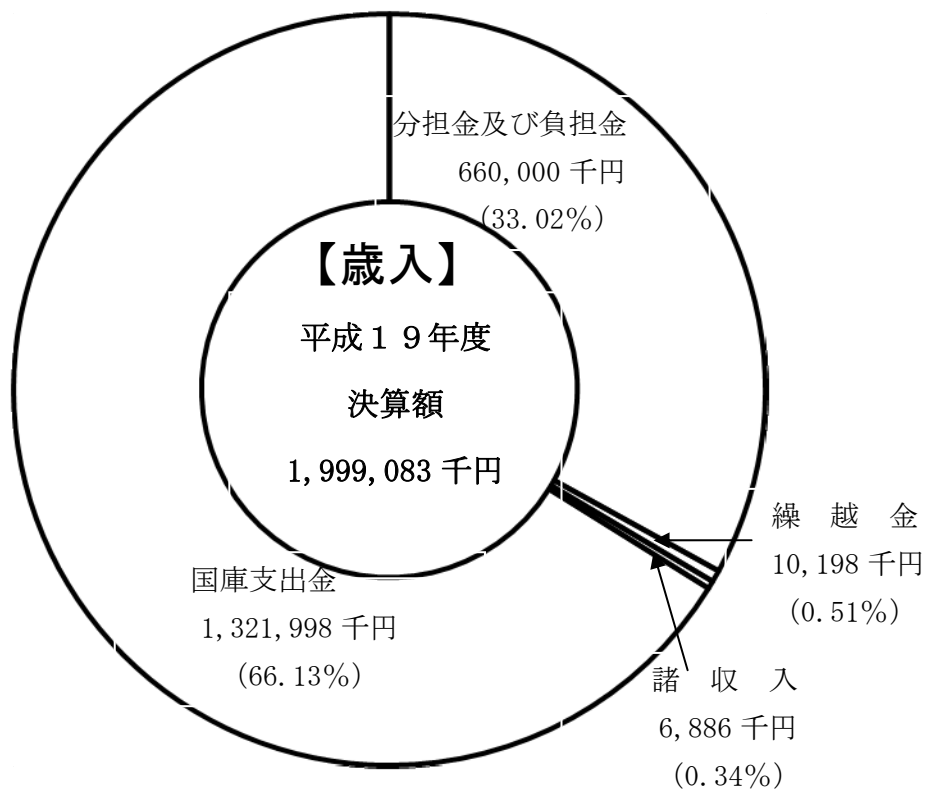
負担金及び分担金の収入済額は、規約に基づく構成市町村からの負担金であり、660,000,000円である。

繰越金の収入済額は、10,198,206 円、諸収入の収入済額は、電算システム回線共有負担金 6,790,659 円と職員宿舎及び駐車場利用者負担分 95,520 円である。

国庫支出金の収入済額は、老人医療費適正化推進費補助金 45,730,000 円、高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金 1,276,268,537 円である。

なお、歳入決算の款別収入済額の構成状況は、下図のとおりである。

《 款 別 歳 入 決 算 構 成 図 》



イ 歳出の款別執行状況

(単位:円・%)

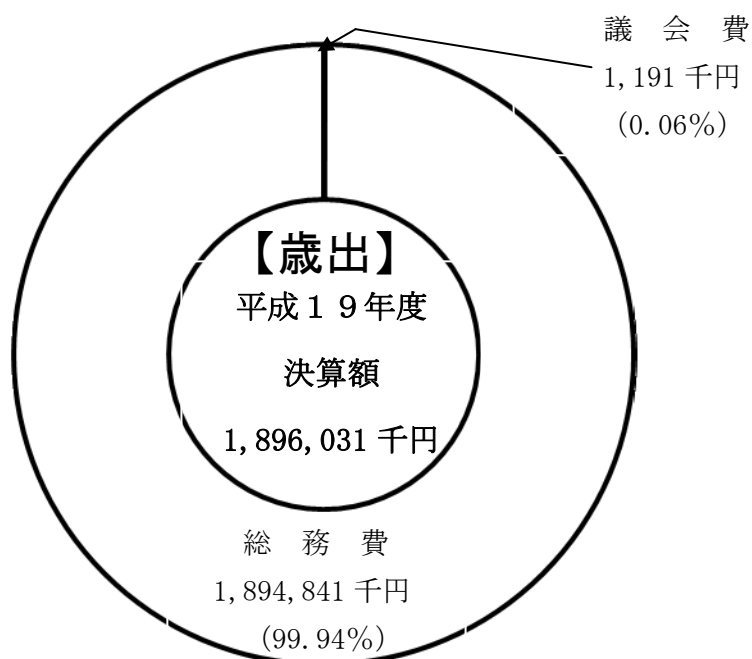
区分	予算現額 (A)	支出済額 (B)	翌年度繰越額 (C)	不用額 (A-B-C)	予算対比 (B/A)
議会費	1,900,000	1,190,748	0	709,252	62.7
総務費	1,956,565,000	1,894,840,594	0	61,724,406	96.8
公債費	800,000	0	0	800,000	0.0
予備費	6,500,000	0	0	6,500,000	0.0
合計	1,965,765,000	1,896,031,342	0	69,733,658	96.5

支出済額は 1,896,031,342 円で、総務費の主なものは、臨時特例基金積立金 1,276,268,537 円、派遣職員人件費負担金 225,836,208 円、電算処理委託料 207,669,304 円、電算システム賃借料 75,393,182 円、被保険者証等作成封入封緘業務委託料 27,547,800 円、広報チラシ等作成委託料 20,732,785 円である。

公債費及び予備費については、支出がなかったため予算現額の全額が不用額となった。

なお、歳出決算の款別支出済額の構成状況は、下図のとおりである。

《款別歳出決算構成図》



(3) 財政の状況

歳入決算額を財源別に見ると、次表のとおりである。

(単位：円・%)

区 分	歳入決算額	構成比
自主財源	677,084,385	33.9
依存財源	1,321,998,537	66.1
合 計	1,999,082,922	100.0

※ 「自主財源」とは、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金及び諸収入であり、「依存財源」とは、自主財源以外の収入である。

6 財産

(1) 公有財産（土地・建物・山林・有価証券・物権等）・・・対象財産なし

(2) 物品（購入価格100万円以上の物品）・・・対象財産なし

(3) 債権（貸付金等）・・・対象財産なし

(4) 基金

決算年度末における基金の現在高は、次表のとおりである。

基金現在高表

(単位：円)

区 分	前年度末残高	決算年度中増減高		決算年度末残高
		増	減	
後期高齢者医療制度 臨時特例基金	0	1,276,268,537		1,276,268,537

7 むすび

今回の審査においては、前年度実績が広域連合の発足した平成19年3月の1か月間のみ決算であるため、通常行う前年度実績などとの比較分析等は行えず、平成19年度の一般会計歳入歳出決算書及び附属書類が、法令に準拠して処理されているか、予算執行が適正かつ正確に行われているかの検証を中心に審査を実施した。

広域連合では平成19年度は、平成20年4月からの長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の施行開始に向けて業務が行われてきた。

歳入の主なものは、広域連合規約第17条の規定に基づく共通経費としての構成市町村負担金のほか、今年度は臨時特例基金の積立金の財源として国から高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金を受け入れた。歳入総額は、19億9,908万2,922円である。

歳出の主なものは、事務局職員を派遣している市町村への人件費負担金及び電算処理委託料などのほか国からの交付金を充当した臨時特例基金積立金であり、歳出の総額は、18億9,603万1,342円である。

実質収支は、歳入歳出差引残額の中に翌年度に繰り越すべき財源がないので、形式収支額（歳入歳出差引残額）と同額の1億305万1,580円となっている。

以上が、平成19年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計の決算審査の概要である。

新潟県後期高齢者医療広域連合の運営経費は、主に市町村の負担金で賄われており、限られた財源を有効かつ効率的に活用していくことが強く求められている。事務事業の合理化や行政コストの削減を図るとともに、広域化によるスケールメリットを最大限に活かした財政運営に努められることを要望する。

平成19年度

歳入歳出決算書

新潟県後期高齢者医療広域連合

平成19年度新潟県後期高齢者医療

区	分	予 算 現 額	歳 入 決 算 額	収 入 率
1	一 般 会 計	1,965,765,000	1,999,082,922	101.7
	総 合 計	1,965,765,000	1,999,082,922	101.7

広域連合歳入歳出決算総括表

(単位：円)

	歳出決算額	執行率	繰越事業費繰越財源	差引額
	1,896,031,342	96.5	0	103,051,580
	1,896,031,342	96.5	0	103,051,580

平成19年度一般会計歳入歳出決算書

歳入

款	項	予 算 現 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		660,000,000
	1 負 担 金	660,000,000
2 繰 越 金		10,198,000
	1 繰 越 金	10,198,000
3 諸 収 入		6,635,000
	1 雑 入	6,635,000
4 国 庫 支 出 金		1,288,932,000
	1 国 庫 補 助 金	1,288,932,000
歳 入 合 計		1,965,765,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
660,000,000	660,000,000	0	0	0
660,000,000	660,000,000	0	0	0
10,198,206	10,198,206	0	0	206
10,198,206	10,198,206	0	0	206
6,886,179	6,886,179	0	0	251,179
6,886,179	6,886,179	0	0	251,179
1,321,998,537	1,321,998,537	0	0	33,066,537
1,321,998,537	1,321,998,537	0	0	33,066,537
1,999,082,922	1,999,082,922	0	0	33,317,922

歳出

款	項	予 算 現 額
1 議 会 費		1,900,000
	1 議 会 費	1,900,000
2 総 務 費		1,956,565,000
	1 総 務 管 理 費	1,956,345,000
	2 選 挙 費	70,000
	3 監 査 委 員 費	150,000
3 公 債 費		800,000
	1 公 債 費	800,000
4 予 備 費		6,500,000
	1 予 備 費	6,500,000
歳 出 合 計		1,965,765,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
1,190,748	0	709,252	709,252
1,190,748	0	709,252	709,252
1,894,840,594	0	61,724,406	61,724,406
1,894,723,214	0	61,621,786	61,621,786
29,000	0	41,000	41,000
88,380	0	61,620	61,620
0	0	800,000	800,000
0	0	800,000	800,000
0	0	6,500,000	6,500,000
0	0	6,500,000	6,500,000
1,896,031,342	0	69,733,658	69,733,658

歳入歳出差引残額

103,051,580円

平成 年 月 日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠田 昭

平成19年度歳入歳出決算事項別明細書

歳入

款 項 目	予 算		現 額	
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	継 続 費 及 び 繰 越 財 源 充 当 額	計
1 分 担 金 及 び 負 担 金	1,300,000,000	△640,000,000	0	660,000,000
1 負 担 金	1,300,000,000	△640,000,000	0	660,000,000
1 事 務 費 負 担 金	1,300,000,000	△640,000,000	0	660,000,000
2 繰 越 金	10,198,000	0	0	10,198,000
1 繰 越 金	10,198,000	0	0	10,198,000
1 繰 越 金	10,198,000	0	0	10,198,000
3 諸 収 入	5,102,000	1,533,000	0	6,635,000
1 雑 収 入	5,102,000	1,533,000	0	6,635,000
1 雑 収 入	5,102,000	1,533,000	0	6,635,000
4 国 庫 支 出 金	0	1,288,932,000	0	1,288,932,000
1 国 庫 補 助 金	0	1,288,932,000	0	1,288,932,000
1 民 生 費 国 庫 補 助 金	0	1,288,932,000	0	1,288,932,000
歳 入 合 計	1,315,300,000	650,465,000	0	1,965,765,000

(単位：円)

節		調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	備考
区分	金額					
		660,000,000	660,000,000	0	0	
		660,000,000	660,000,000	0	0	
		660,000,000	660,000,000	0	0	
1 市町村負担金	660,000,000	660,000,000	660,000,000	0	0	共通経費負担金 660,000,000
		10,198,206	10,198,206	0	0	
		10,198,206	10,198,206	0	0	
		10,198,206	10,198,206	0	0	
1 繰越金	10,198,000	10,198,206	10,198,206	0	0	前年度繰越金 10,198,206
		6,886,179	6,886,179	0	0	
		6,886,179	6,886,179	0	0	
		6,886,179	6,886,179	0	0	
1 雑入	6,635,000	6,886,179	6,886,179	0	0	職員宿舍利用者負担分 66,000 職員駐車場利用者負担分 29,520 電算システム回線共有負担金 6,790,659
		1,321,998,537	1,321,998,537	0	0	
		1,321,998,537	1,321,998,537	0	0	
		1,321,998,537	1,321,998,537	0	0	
1 社会福祉費補助金	1,288,932,000	1,321,998,537	1,321,998,537	0	0	老人医療費適正化推進費補助金 45,730,000 高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金 1,276,268,537
	1,965,765,000	1,999,082,922	1,999,082,922	0	0	

一般会計

歳出

款 項 目	予 算 現 額					計	
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	継 続 線	費 事 越	及 業 び 費 額		予 備 費 支 出 及 流 用 増 減
1 議 会 費	1,900,000	0			0	0	1,900,000
1 議 会 費	1,900,000	0			0	0	1,900,000
1 議 会 費	1,900,000	0			0	0	1,900,000
2 総 務 費	1,306,100,000	650,465,000			0	0	1,956,565,000
1 総 務 管 理 費	1,305,880,000	650,465,000			0	0	1,956,345,000
1 一 般 管 理 費	313,880,000	△20,174,000			0	0	293,706,000

(単位：円)

節		支出済額	翌年度繰越額 継続費通次繰越 繰越明許し 繰越事故繰	不用額	備考
区分	金額				
		1,190,748	0	709,252	
		1,190,748	0	709,252	
		1,190,748	0	709,252	001議会運営事業 1,190,748
1	報酬	747,000	0	183,250	議長報酬 22,500
					副議長報酬 18,000
					議員報酬 523,250
9	旅費	800,000	0	324,970	費用弁償 475,030
					消耗品費 1,136
11	需用費	196,000	0	181,632	食糧費 13,232
					会場借上料 117,600
14	使用料及び賃借料	157,000	0	19,400	自治会館駐車場使用料 20,000
		1,894,840,594	0	61,724,406	
		1,894,723,214	0	61,621,786	
		276,667,730	0	17,038,270	001一般管理事業 276,667,730
1	報酬	220,000	0	33,000	連合長報酬 60,000
					副連合長報酬 36,000
					公平委員報酬 21,000
8	報償費	189,000	0	7,000	情報公開・個人情報保護審査会委員報酬 70,000
					委員謝礼 182,000
9	旅費	1,816,000	0	159,630	費用弁償 8,080
					普通旅費 1,648,290
11	需用費	14,967,000	0	9,983,307	消耗品費 4,728,255
					燃料費 77,230
					食糧費 128,333
13	委託料	22,209,000	0	87,695	印刷製本費 49,875
					通信運搬費 2,410,778
14	使用料及び賃借料	14,941,000	0	411,637	手数料 27,930
					事務機器保守委託料 279,720
					財務会計システム保守委託料 201,600
15	工事請負費	5,500,000	0	4,601,200	例規保守委託料 189,000
18	備品購入費	5,000,000	0	1,753,594	ホームページ管理委託料 718,200
19	負担金、補助及び交付金	226,425,000	0	915	広報チラシ等作成委託料 20,732,785
					会場借上料 832,600
					タクシー使用料 93,980
					レンタカー使用料 407,400
					自治会館駐車場使用料 69,000
					高速道路等使用料 754,477
					駐車場使用料 600
					事務室借上料 8,639,822
					印刷機賃借料 34,020
					プリンター賃借料 212,940
					パソコン賃借料 1,090,404

一般会計

款 項 目	予 算 現 額				計
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	継 続 費 及 び 費 額 繰 越 事 業	予 備 費 支 出 及 流 用 増 減	
2 業 務 管 理 費	992,000,000	670,639,000	0	0	1,662,639,000
2 選 挙 費	70,000	0	0	0	70,000
1 選 挙 管 理 委 員 会 費	70,000	0	0	0	70,000
3 監 査 委 員 費	150,000	0	0	0	150,000
1 監 査 委 員 費	150,000	0	0	0	150,000
3 公 債 費	800,000	0	0	0	800,000
1 公 債 費	800,000	0	0	0	800,000
1 利 子	800,000	0	0	0	800,000

(単位：円)

区分	金額	支出済額	翌年度繰越額		不用額	備考
			継続費繰越 繰越事故	次線明許 繰越		
						シュレッダー賃借料 63,000 複写機賃借料 365,400 財務会計システム賃借料 1,010,520 職員宿舍借上料 660,000 職員駐車場借上料 295,200 電話回線増設等工事費 898,800 事務所備品購入費 3,246,406 派遣職員人件費負担金 225,836,208 新潟県市町村総合事務組合負担金 522,477 各種研修会参加負担金 32,400 各種団体会費 33,000
		1,618,055,484		0	44,583,516	001医療給付事業 38,127,600 印刷製本費 100,800
11 需用費	6,100,000	3,115,925		0	2,984,075	国保連合会業務委託料 9,135,000
12 役務費	43,720,000	15,559,436		0	28,160,564	被保険者証等作成封入封緘業務委託料 27,547,800
13 委託料	253,385,000	244,381,924		0	9,003,076	事務機器保守委託料 29,820 事業用備品購入費 1,314,180
14 使用料及び賃借料	77,350,000	75,393,182		0	1,956,818	002保険料賦課事業 1,276,268,537 臨時特例基金積立金 1,276,268,537
15 工事請負費	4,000,000	2,022,300		0	1,977,700	003電算システム事業 303,659,347 消耗品費 3,015,125 通信運搬費 15,559,436
18 備品購入費	1,815,000	1,314,180		0	500,820	電算処理委託料 207,669,304 電算システム賃借料 75,393,182
25 積立金	1,276,269,000	1,276,268,537		0	463	ネットワーク回線工事費 2,022,300
		29,000		0	41,000	
		29,000		0	41,000	001選挙管理委員会費 29,000 委員報酬 29,000
1 報酬	58,000	29,000		0	29,000	
9 旅費	12,000	0		0	12,000	
		88,380		0	61,620	
		88,380		0	61,620	001監査委員費 88,380 委員報酬 72,000 費用弁償 16,380
1 報酬	96,000	72,000		0	24,000	
9 旅費	54,000	16,380		0	37,620	
		0		0	800,000	
		0		0	800,000	
		0		0	800,000	

一般会計

款 項 目	予 算 現 額					計
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	繼 続 費 及 び 線 越 事 業 費 事 越 費 額	予 備 費 支 出 及 流 用 増 減		
4 予 備 費	6,500,000	0	0	0	0	6,500,000
1 予 備 費	6,500,000	0	0	0	0	6,500,000
1 予 備 費	6,500,000	0	0	0	0	6,500,000
歳 出 合 計	1,315,300,000	650,465,000	0	0	0	1,965,765,000

(単位：円)

節		支出済額	翌年度繰越額		不 用 額	備 考
			繰越明許費	繰越事故		
区 分	金 額		繰越明許費	繰越事故		
23 償還金利息及び割引料	800,000	0	0	0	800,000	
		0	0	0	6,500,000	
		0	0	0	6,500,000	
		0	0	0	6,500,000	
	1,959,265,000	1,896,031,342	0	0	69,733,658	

実 質 収 支 に 関 する 調 書

(単位：千円)

区 分	金 額	
1 歳 入 総 額	1,999,083	
2 歳 出 総 額	1,896,031	
3 歳 入 歳 出 差 引 額	103,052	
4 翌年度へ繰り越す べき財源	(1) 継続費遷次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
5 実 質 収 支 額	103,052	
6 実質収支額のうち地方自治法第233条の 2の規定による基金繰入額	0	

財産に関する調書

1 公有財産

- (1) 土地及び建物・・・該当財産無し
- (2) 山林・・・・・・・・・・該当財産無し
- (3) 動産・・・・・・・・・・該当財産無し
- (4) 物権・・・・・・・・・・該当財産無し
- (5) 無体財産権・・・・・・該当財産無し
- (6) 有価証券・・・・・・・・該当財産無し
- (7) 出資による権利・・該当財産無し

2 物品・・・・・・・・・・該当財産無し

※財務規則第 148 条「(概要) 財産に関する調書に記載する物品は、備品とし、①取得価格又は評価額が 100 万円以上の物品（自動車を除く）、②自動車（二輪自動車を除く。）とする。」

3 債権・・・・・・・・・・該当財産無し

4 基金

○ 後期高齢者医療制度臨時特例基金

区分	前年度末残高	決算年度中増減高	決算年度末残高
現金	0 円	1,276,268,537 円	1,276,268,537 円

議案第9号別紙

平成19年度

主要な施策の成果報告書

新潟県後期高齢者医療広域連合

新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計決算概要

新潟県後期高齢者医療広域連合は、平成19年3月に設立され、平成20年4月から始まる後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るため準備を進めてきました。

平成19年度の歳入決算額は、1,999,082,922円に対して歳出決算額は1,896,031,342円となり歳入歳出差引額は103,051,580円となりました。

主な歳入は、構成市町村からの負担金、国庫支出金「老人医療費適正化推進費補助金」「高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金」等となっています。歳出については、電算システムの構築経費、制度周知用ガイドブック作成等の広報経費、後期高齢者医療制度臨時特例基金の積立等を執行しました。

今後も本広域連合は、構成市町村及び関係機関と連携を図りながら制度の円滑な実施と効率的な財政運営に努めてまいります。

平成19年度一般会計決算総括表

《歳入》

(単位：円、%)

予算現額	収入済額	対予算額増減	対予算収入率
1,965,765,000	1,999,082,922	33,317,922	101.7

《歳出》

(単位：円、%)

予算現額	支出済額	不用額	予算執行率
1,965,765,000	1,896,031,342	69,733,658	96.5

《歳入歳出差引額》

収入済額 1,999,082,922 - 支出済額 1,896,031,342 = 歳入歳出差引額 103,051,580円

○歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	収入の概要
分担金及び負担金	負担金	660,000,000	660,000,000	660,000,000	・ 共通経費負担金 《別紙1参照》 660,000,000
繰越金	繰越金	10,198,000	10,198,206	10,198,206	・ 前年度繰越金 10,198,206
諸収入	雑入	6,635,000	6,886,179	6,886,179	・ 回線共有負担金 6,790,659 ・ 職員宿舎、駐車場 利用負担金 95,520
国庫支出金	国庫補助金	1,288,932,000	1,321,998,537	1,321,998,537	・ 老人医療費適正化 推進費補助金 45,730,000 ・ 高齢者医療制度円 滑導入臨時特例交 付金 《別紙2参照》 1,276,268,537

○歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	不用額	事業の概要及び施策の成果
議会費	議会費	1,900,000	1,190,748	709,252	・ 広域連合議会運営経費 (議員報酬、会場借上料他)
総務費	総務管理費	1,956,345,000	1,894,723,214	61,621,786	《別紙3参照》
	選挙費	70,000	29,000	41,000	・ 選挙管理委員報酬
	監査委員費	150,000	88,380	61,620	・ 監査委員報酬及び旅費
公債費	公債費	800,000	0	800,000	
予備費	予備費	6,500,000	0	6,500,000	

《別紙1》

構成市町村負担割合（規約別表第2）

区 分	負担割合等	
共通経費	均 等 割	10%
	高齢者人口割	40%
	人 口 割	50%

- 備考 1 上表中「共通経費」とは、広域連合の運営に必要な事務経費等で、関係市町村で分担する負担金をいう。
- 2 上表中「均等割」とは、前年度の3月31日における関係市町村の数により算出するものをいう。
- 3 上表中「高齢者人口割」とは、前年度の3月31日における関係市町村の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく満75歳以上の人口の割合により算出するものをいう。
- 4 上表中「人口割」とは、前年度の3月31日における関係市町村の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく人口の割合により算出するものをいう。

構成市町村別負担金決算額

(単位：円)

市 町 村	決 算 額	市 町 村	決 算 額
新 潟 市	183,140,177	南魚沼市	18,212,947
長 岡 市	70,136,444	胎 内 市	10,244,498
三 条 市	27,082,619	聖 籠 町	5,011,167
柏 崎 市	25,962,297	弥 彦 村	3,921,268
新発田市	27,487,809	田 上 町	5,088,779
小千谷市	12,188,659	阿 賀 町	6,619,579
加 茂 市	9,965,508	出雲崎町	3,636,218
十日町市	19,206,936	川 口 町	3,332,926
見 附 市	12,229,894	湯 沢 町	4,085,038
村 上 市	9,627,424	津 南 町	5,634,050
燕 市	21,161,284	刈 羽 村	3,179,727
糸魚川市	15,914,673	関 川 村	3,974,512
妙 高 市	11,964,026	荒 川 町	4,742,252
五 泉 市	16,587,873	神 林 村	4,774,967
上 越 市	53,548,279	朝 日 村	5,209,819
阿賀野市	13,797,560	山 北 町	4,199,236
佐 渡 市	22,514,632	粟 島 浦 村	2,009,045
魚 沼 市	13,607,878	合 計	660,000,000

《別紙2》

高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金及び
後期高齢者医療制度臨時特例基金の概要

1 目的

高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）第99条第2項に定める被用者保険の被扶養者であった被保険者の平成20年度における保険料の減額分（法第99条第1項及び第2項に規定するものを除く。）及びその広報啓発に要する費用その他法の円滑な施行のための準備経費等の財源に充てるため高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金が国から交付された。広域連合は、この交付金で「後期高齢者医療制度臨時特例基金」を造成し、前記の関係経費に充当するため平成22年3月31日までの期間内に基金の処分によって対処するものとしている。

2 交付額の算定

区 分	基準額	交付決定額
保険料徴収激変緩和措置分	厚生労働大臣が認めた額	1,271,099,898 円
広報・周知等経費	厚生労働大臣が認めた額	5,168,639 円
合 計		1,276,268,537 円

3 後期高齢者医療制度臨時特例基金の造成

平成20年3月28日、交付金入金同日、基金積立を行った。

《別紙3》

【款】総務費【項】総務管理費

(単位：円)

目及び事業名	支出済額	財源内訳		事業の概要及び施策の成果
		特定財源	一般財源	
一般管理費	276,667,730	95,520	276,572,210	
一般管理事業	276,667,730	諸収入 95,520	276,572,210	<p>○ 事務用消耗品・備品購入経費 7,974,661</p> <p>・コピー用紙、プリント代ほか事務用消耗品</p> <p>・事務用机、書庫ほか事務用備品購入費</p> <p>○ 通信運搬費 2,410,778</p> <p>・電話回線利用料、ガイドブック等送料ほか</p> <p>○ 広報チラシ等作成委託料 20,732,785</p> <p>・制度概要チラシ (H19.7) 54万部</p> <p>・新聞折込チラシ(H19.12) 78万部</p> <p>・制度周知ポスター(H20.1) 5千部</p> <p>・制度説明ガイドブック(H20.3) 20万部</p> <p>・新聞広告 (H19.10-H20.3) 主要5紙</p> <p>・イベント用周知パネル 2種3組</p> <p>○ 事務室借上料 (自治会館本館3階) 8,639,822</p> <p>○ 事務機器等賃借料 2,776,284</p> <p>・パソコン、複写機、印刷機、シュレッダーほか</p> <p>○ 派遣職員人件費負担金 225,836,208</p> <p>・給与、宿舍借上経費など共通経費対象経費</p> <p>・派遣職員 30人 (20市1町)</p>

(単位：円)

目及び事業名	支出済額	財源内訳		事業の概要及び施策の成果
		特定財源	一般財源	
業務管理費	1,618,055,484	1,328,789,196	289,266,288	
医療給付事業	38,127,600		38,127,600	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国保連合会業務委託料 (電算補完システム開発) 9,135,000 ○ 被保険者証等作成封入封緘業務委託料(対象者全員約32万人) 27,547,800 ・被保険者証、減額認定証、封筒の印刷 ・お知らせチラシ2種の印刷 ・印刷物の封筒への封入、差替 ・市町村までの配送
保険料賦課事業	1,276,268,537	国庫支出金 1,276,268,537	0	<ul style="list-style-type: none"> ○ 臨時特例基金積立金 《別紙2参照》 1,276,268,537
電算システム事業	303,659,347	国庫支出金 45,730,000 諸収入 6,790,659	251,138,688	<ul style="list-style-type: none"> ○ データ回線利用料 (広域連合 ⇄ データセンター ⇄ 市町村) 15,559,436 ○ 電算処理委託料 207,669,304 <ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティ管理支援業務 26,071,804 ・標準システムの導入支援及び補完システム開発 181,597,500 ○ 電算システム機器賃借料 75,393,182 <ul style="list-style-type: none"> ・データセンター設置の各種サーバー ・事務局設置の各種サーバー、パソコン、プリンターほか附属機器 ○ ネットワーク回線工事費 2,022,300 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村庁舎内に係る回線工事費 ・事務局内のシステムネットワーク用LAN配線工事

注意：事業の概要及び施策の成果の金額の合計と表中の支出済額は一致しない場合があります。

議会 8 月定例会

条例改正新旧対照表

- ・議案第 8 号関係 新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

新	旧
<p>附 則 (平成20年度及び平成21年度における保険料の賦課総額の算定の特例) 第4条 平成20年度及び平成21年度における保険料の賦課総額の算定について第13条の規定を適用する場合には、同条中「第15条又は第16条」とあるのは、<u>「第15条若しくは第16条又は附則第5条、附則第7条若しくは附則第8条」と、「被保険者均等割額」とあるのは「被保険者均等割額又は所得割額」とする。</u></p> <p><u>(平成20年度における所得の少ない者に係る所得割額の減額の特例)</u> 第7条 平成20年度における保険料の算定の基礎に用いる基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の被保険者に対して賦課する所得割額は、当該被保険者につき算定した所得割額から当該所得割額に2分の1を乗じて得た額を控除して得た額とする。 2 前項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。 <u>(平成20年度における所得の少ない者に係る被保険者均等割額の減額の特例)</u> 第8条 平成20年度において、第15条第1項第1号に規定する被保険者（被扶養者であった被保険者を除く。）に対して賦課する被保険者均等割額は、同条第1項第1号及び第2項の規定により算定した被保険者均等割額に6分の1を乗じて得た額（100円未満の端数があるときはこれを切り捨てて得た額）に3を乗じて得た額とする。</p>	<p>附 則 (平成20年度及び平成21年度における保険料の賦課総額の算定の特例) 第4条 平成20年度及び平成21年度における保険料の賦課総額の算定について第13条の規定を適用する場合には、同条中「第15条又は第16条」とあるのは、<u>「第15条、第16条又は附則第5条」とする。</u></p> <p>(加える)</p>